

## 会 則

(名 称)

第1条 本会は、滑川学区コミュニティ推進会と称し、事務局を滑川交流センター内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、滑川学区内の町内会（自治会）を主体として、地域諸団体と提携協力し、地域活動を通じて住みよいまちにすることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

生活環境を守り交通安全・防犯・防災に努力し、自然や地域の環境美化に努めるとともに、三世代交流によるスポーツ・レクリエーションの実施などの他、文化活動事業を通して健康で明るい青少年育成・地域に残る史跡等文化財保護事業を行う。また、生涯学習活動を積極的に推進し、各種事業に参加協力する。

さらに、地域福祉活動に積極的に取り組み、その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本会は、滑川学区内の町内会（自治会）・各種団体の代表者・ボランティア及び特に推挙された委員をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

会長、副会長、各部専門部長、監事、事務局員、会計  
本会に顧問をおくことができる。

(運 営)

第6条 役員は、総会・役員会・企画委員会によって企画立案し、会の運営にあたる。

(1) 総会は、町内会（自治会）・各種団体の代表者（委員）及び特に推挙された委員をもって構成し、本会の議決機関として次の事項を行う。

- ① 事業計画並びに予算の審議決定
- ② 事業報告並びに決算の審議決定
- ③ 会則の改正に関する審議決定
- ④ 役員・特に推挙された委員の承認
- ⑤ その他本会の目的達成に関する事項の審議決定

(2) 役員会並びに企画委員会は、総会等に提案する事業計画の立案及び実践、その他本会目的達成に関する事項の調査・立案・企画・実践する。

(専門部)

第7条 本会に、次の専門部を置き、本会事業の業務分担をする。

- (1) 総 務 部 … 企画委員が担当し、本会の推進機関として、全体的な活動の計画・立案。地域福祉活動及び生涯学習事業の推進。
- (2) 環 境 部 … 環境を守り資源を大切に活動

- (3) 文 化 部 …地域の人々と文化活動を通じて交流を深める活動の推進。
- (4) 広 報 部 本会の目的達成のための広報活動
- (5) 青少年育成部 …青少年の健全育成のための活動
- (6) 健 康 部 …スポーツ・レクリエーション等を通じ会員の健康増進と親睦に関する活動
- (7) 自 主 防 災 会 …災害時の訓練及び危険箇所の点検等の活動

(会 議)

第8条 総会は、年1回会長が招集し、委員の3分の1の出席をもって成立する。役員会及び企画委員会は、必要に応じ会長が招集する。会議の議事は出席者の過半数で決する。

(委員の選任)

第9条 委員は、町内会（自治会）・各種団体の会長又は代表者及び特に推挙された委員となる。

(役員及び企画委員の選出)

第10条 (1) 会長は、別に定めるコミュニティ推進会会長選考委員会において、候補者を選考し総会において選任する。尚、原則として副会長の中から選出する。

- (2) 副会長は、委員の中から推挙する。専門部部长・監事・事務局員・会計・企画委員は、会長が委嘱する。

(任 務)

第11条 役員及び委員は、次の任務を行う。

- (1) 会 長 …本会を代表し本会運営にあたり、総会・役員会・企画委員会では議長となる。
- (2) 副 会 長 …会長を補佐し、会長事故ある時は会長を代行する。また受け持ちブロック・各種団体に会議の決定事項を周知徹底させるとともに、第7条の各部に所属する。
- (3) 事務局員 …本会の事務を総括し、会議の記録を担当する。
- (4) 会 計 …本会の会計事務を担当する。
- (5) 監 事 …会計事務の監査を担当する。
- (6) 委 員 …総会で決議された事項を会員に周知徹底させるとともに各専門部に所属し、活動の推進を図る。

(任 期)

第12条 (1) 本会の役員及び企画委員の任期は2年/期とする。ただし、再任を妨げない。新旧の交替は、新役員が総会で承認された時点とする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、会長任期は原則2期までとし、最長でも3期までとする。

(会 計)

第13条 本会の運営に要する経費は、補助金及び会費・その他の収入を以って充てる。

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<付 則>

本会則は昭和50年 5月10日より施行する。

会則一部改正	昭和57年	5月	昭和63年	5月
	平成13年	5月	平成18年	4月
	平成19年	5月	会則一部改正	
	平成20年	4月	会則一部改正	
	平成25年	4月	会則一部改正	
	平成28年	4月	会則一部改正	
	令和 6年	4月	会則一部改正	

## 滑川学区コミュニティ推進会会長選考委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、滑川学区コミュニティ推進会会則第10条の規定に基づき、滑川学区コミュニティ推進会（以下「推進会」という。）会長選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (委員会の権能)

第2条 委員会は、推進会会則第10条の掲げる会長の候補者を選考し、推進会総会に付議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長1名及び委員4名をもって組織する。

2 委員長は、委員の中から互選する。

3 委員は、推進会全体において、会長・副会長を除く推進会会員の中から選任する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から推進会会長が議決される日までの期間とする。

### (会議)

第5条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、委員会に関する事務を総理する。

2 委員長事故あるときは、委員長が指定する委員がその職務を代理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

### 付則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。